



Title	戦前日本の町村長会と地方行政
Author(s)	能川, 志保
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/59398">https://hdl.handle.net/11094/59398</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/resource/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【17】

氏 名 能川(尾島)志保  
博士の専攻分野の名称 博士(文学)  
学位記番号 第 25325 号  
学位授与年月日 平成24年3月22日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
文学研究科文化形態論専攻  
学位論文名 戦前日本の町村長会と地方行政  
論文審査委員 (主査)  
教授 飯塚一幸  
(副査)  
教授 平雅行 教授 村田路人

#### 論文内容の要旨

本論文は、1921年に創設された全国町村長会を中心に、府県町村長会・郡町村長会も含めて、戦前における町村長会の主張と行動を全体として明らかにしようとした論文である。本論文は、序章、第一章「一九二〇年代における全国町村長会と行政町村」、第二章「一九二〇年代の県—町村関係」、第三章「準戦時体制期の町村長会」、補章「第一次世界大戦期の農事改良と地方行政・農会」、終章から構成されており、分量は400字詰め換算で368枚である。

序章では、これまでの町村長会研究が、全国町村長会の成立期を主な対象としてきたために、戦前期を通してその主張や行動の変化を跡付けた研究がいまだにないこと、地方行政の最前線で活動していた府県町村長会や郡町村長会が十分論じられてこなかったことを確認する。

第一章では、1921年2月に全国町村長会が設立される経緯とその中心メンバーの主張を検討し、1920年代における全国町村長会が、町村財源の充実と町村長権限の拡大を実現して衛生・勧業・土木など自治事業の発展を構想していたことを示した。また、その中心メンバーは町村の財源獲得を目的とする公営事業に着目したが、1929年頃から社会事業としての公営事業に関心を移していくことを明らかにした。さらに、1925年5月に全国町村長会が内務省に提出した五人組設置を求める意見書を取り上げ、各種組合の設立を中央省庁の縦割り行政の浸透とみなし、あくまでも町村長が一元的に自治行政を掌握し続けるための方策であったとした。

第二章では、三重県度会郡七保村長大瀬東作の史料を利用して三重県町村長会を分析し、①県庁関与の下に設立された神奈川県とは異なって、義務教育費国庫負担の請願運動をきっかけに成立したために運動組織としての性格を色濃く有したこと、②収支を見ても、行政の複雑化に対応する講習会が中心的事業であった神奈川県に対し、三重県では陳情・請願活動が主で、県庁との交渉機関としても機能したことを明らかにした。さらに、神奈川県を事例に郡町村長会を検討し、町村吏員を対象とする事務研究会の開催など行政補完機関としての性格が強く、郡内の町村間の利害調整を行う場合があることも指摘した。

第三章では、まず1930年代の全国町村長会や内務省地方局作成の地方制度改革案を検討し、反政党的主張が目立つようになり、議員の階層低下に対する抗議を盛り込むなど、民主化の阻止を志向する点に注目する。さらに、事務負担の増大や都市と農村の格差拡大をうけて、地方分権の目的が「町村事業の拡大」から「事務の簡捷」へと変化し、分権とは言えない地方財政調整交付金制度創設要求があらわれるなど、1920年代の主張とはかなり異なることを明確にした。次いで、三重県を例に1930年代における県町村長会・郡町村長会を検討し、積極的に軍事援護事業をはじめとした行政補完機能を担うとともに、産業組合など諸団体の連絡調整機関としての役割を果たしたことを検出した。

補章では、日露戦争後の富山県における正条植およびその用具である田植枠の浸透過程を通して、明治農法普及における地方行政と農会の役割を検証した。その結果、第一次世界大戦までは、郡長が町村長を招集して開いた町村長会議での指示の下に、農会技手などの専門職員が現場で正条植・田植枠普及に当たっていたこと、普及の方法は決して強制ではなく、労力軽減という農業経営合理化の論理をもとに進められたことなどを論証した。

終章においては、各章での分析結果をまとめた上で、内務官僚や農林官僚、各政党の分権構想、さらには当時の政治構造の中に町村長会を位置付ける必要性を提起して終わる。

#### 論文審査の結果の要旨

全国町村長会は、地方六団体の一つとして現在でも大きな政治力を持つ圧力団体である。しかし、1921年に創設された同会の戦前の活動に関しては、いまだ未解明の部分が多い。本論文は、こうした研究状況を背景に、創設前後から準戦時体制期までを通して、しかも全国町村長会だけでなく、県町村長会・郡町村長会を含めて、その主張と機能を明らかにしようとした意欲作である。

本論文は、全国町村長会は内務省による中央集権的監督行政への批判的存在なのか行政

補完組織なのかといった従来の論点を超えて、1920年代以降急速に進展する行政の高度化や地方政治への政党勢力の浸透、1926年の郡長・郡役所の廃止などに対応して、その主張と行動が変化していくとの視点を導入して一貫した分析を行い、大きな成果を得た。とりわけ必ずしも地方分権要求とばかりは言えない全国町村長会の主張について、中央省庁による縦割り行政の形成に対抗して、町村長による一元的な町村行政の統括を維持・強化しようとする動きとして意味付けた点は重要である。また、三重県の事例分析を行うことで、ほぼ唯一まとまった研究が行われてきた神奈川県の事例を相対化できるようになった点も評価してよい。さらには、全国町村長会の指導的人物たちが、発足直後に町村の財源拡充のために公営事業に着目したもの、1929年頃から社会政策的な目的を持つ公営事業へと関心を移していくことや、1920年代半ばに貴族院改革が問題となった際、職能集団としての町村長の代表を貴族院議員とするよう建議したことなど、興味深い事実を明らかにしたことにも貴重である。

とはいっても問題がないわけではない。全国町村長会が熱心に要求していた義務教育費国庫負担の増額や郡長・郡役所廃止といった政策が実現するに当たり、実際にどういった影響力を行使していたのか、実のところはつきりしない。また、政党勢力の力量が高まるにつれて、政党に課題の解決を託していく町村長も多数いたのであり、政党からの中立を標榜して成立し、後には政党への批判を強めていく町村長会を、町村長たちの政治的選択の一つとして評価・分析していく視点も必要であろう。しかし、筆者自身こうした問題点を自覚していて、今後の研究の中で克服していくことは十分可能であり、本論文が戦前期の町村長会について初めて体系的分析を行なった意義は揺るがない。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。